

平成 26 年度

発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業

成果報告書（概要版）

1. テーマ

発達障害のある幼児児童の早期発見と、その子たちの学校生活の充実を図るための支援やその手立ての工夫

2. 問題意識・提案背景

市内の幼稚園及び小・中学校では、特別な支援を必要とする園児児童生徒の割合が高くなっている。これらの子どもに対して、障害の状態や専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を検討している。しかし、保護者との合意形成がすべてできているわけではない。また、通常学級において「特別な支援を必要とする子ども」が増えてきている今、早期の気づきとその子の特性に合わせた対応ができる校内環境を整え、関係機関との連携体制を整えることが本市にとって急務である。

保護者や本人・担任等が合意形成するための支援体制の充実や、その子に合った教育内容、教育の場、教育の方法についての確に判断できる関係職員の資質能力を高めるための研修が必要である。教師が知識を身に付け専門性を高めることにより、園児児童生徒の理解につながることは勿論、保護者にも適切なアドバイスをすることが可能となり、就学前や小学校低学年からのより良い支援につながるものと考ええる。

3. 指定校について

指定校名：鴨川市立鴨川小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	57	2	50	2	44	2	55	2	41	2	55	2
特別支援学級	3	2	3	2	0	0	2	2	0	0	0	0
通級による指導の対象者数	3	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー		その他	計
教職員数	1	1	19	1	1	1	1	2	0		0	27

4. 指定校における取り組み概要

- (1) 特別な支援を必要とする児童の早期発見と担任や特別支援教育支援員にアドバイスを
行う。
 - ア. 発達支援アドバイザーを小学校に2名配置し、特別な支援を要する児童に直接関わり、
その対応等について考える。
 - イ. 「早期支援研究事業運営委員会」を開催し、発達障害支援アドバイザーによる学校の
取組状況、研究を進めていく上での課題や成果について、情報交換、情報提供を図る。
 - ウ. 専門性の高い講師を招き、講演会を企画する。
- (2) 特別な支援を必要とする児童が理解しやすい指導方法の改善。
 - ア. 授業中における児童のTT指導。
 - イ. 学習面、行動面の特別な配慮による視覚的、聴覚的な刺激の軽減等の指導方法の工夫。
- (3) 特別な支援を要する幼児児童に対する環境作りに努める。
 - ア. 特別支援教育コーディネーターや特別支援担任等と支援に必要な教具や教材を選定
し、効果的な授業の推進を図る。

5. 主な成果

- (1) 早期支援の重要性
多くの学校現場で通常学級の中に、特別な支援を必要とする児童が学んでいる。集中して
学習に取り組めず、各児童の発達の差、基礎学力の差が、学年を追う毎に広がる。指定
校では児童の実態を把握しTT指導を行う事により、児童が分からない事を自ら聞けるよ
うになった。
- (2) 学習環境の整備
発達障害の可能性のある児童が学習に集中できない一因として、視覚的な刺激による場
合があったため、その事実を伝え、周囲にあるものを片付け、授業にのぞんでもらうよ
うにした。
- (3) 個別の配慮
発達障害の可能性のある児童は姿勢の維持、目と手の協応が難しいので、決められたマ
スの中に文字を書いたり、字形を整えたりすることが苦手である。そこで拡大したプリン
トを準備するという配慮をし学習させたところ、他者に読める文字が書け、正答率も上
がった。
- (4) 通常学級の中で学習すること
特別支援学級在籍で感情のコントロールが難しい児童に対しては、比較的個別に指導が
でき、学習の成果がテストにあらわれ高得点を得る事もあるため、保護者が通常学級での
学習を希望する場合も多い。指定校ではその児童の特性から、かわりについて医師や保
健師、指導主事に相談し、学校全体で対応を共通理解することにより、指導の一本化が図
れるよう工夫している。その他、二次的な障害として登校渋りのある児童にとって、学級
が居心地のよい場所となるような工夫をすることで、登校できる日が増えてきている。
- (5) 能動的な学習
児童が生活単元学習での学習を通して満足感を得る事により、学びの意欲が向上し他の
教科学習へ取り組むまでの時間も短くなった。また、今まで難しかった同学年との交流で
は、社会科見学、マラソン大会、体育、鬼遊びなどで参加できる場面も増えてきた。

6. 今後の課題と対応

課題と対応

- (1) 支援を必要としている児童にとって分かりやすい環境は、その他の児童にとっても分かりやすい環境づくりにつながるについて検討する。例として視覚的刺激を軽減するために、教室前面の環境を必要最小限にし、棚にカーテンを設置するなどして教室環境を整える等の合理的配慮について試行する。
- (2) 抽出した特別な支援を必要とする児童の学力検査や発達検査の結果を検討し、より詳しい実態把握と個別指導計画をたてる。
- (3) 発達障害支援アドバイザーは、児童について、学級担任が学級の中の一人として目指している児童像を尊重し、児童の気持ちを安定させるための能動的な活動を取り入れ、その指導計画や過程の実態等を担任と共有し実践改善を行う。
- (4) 補助指導や個別指導を行うためには、保護者の同意が必要であるため、特別支援教育校内委員会と連携を図り理解を得られるよう話し合う。
- (5) 発達障害の可能性のある児童と直接関わる特別支援教育支援員との話し合いを設定し、情報交換、アドバイス等を行う。

7. 問い合わせ先

組織名：鴨川市教育委員会

- (1) 担当部署：学校教育課
- (2) 所在地：千葉県鴨川市天津 1 1 0 4
- (3) 電話番号：0 4－7 0 9 4－0 5 1 2
- (4) F A X 番号：0 4－7 0 9 4－0 5 3 1
- (5) メールアドレス：gakko@city.kamogawa.lg.jp